

令和7年度（2025年度）熊本県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

令和7年度（2025年度）において、他の都道府県から熊本県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書の提出先

〒862-0912 熊本県熊本市東区錦ヶ丘5-27

一般社団法人 熊本県猟友会（TEL096-365-6661/FAX096-365-6663）

2 提出書類等

1	狩猟者登録申請書	1部
2	狩猟税申告書	1部
3	狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は各都道府県猟友会長が原本と相違ない旨を認めた狩猟免状の写し（登録年度に発行したものに限る。）	1部
4	次のいずれかの証明書（いずれも当該年度のものに限る。） （1）一般社団法人大日本猟友会の共済保険の被保険者であることの証明書 （2）損害保険会社の損害保険契約（3千万円以上）の被保険者であることの証明書 （3）資産に関する証明書（3千万円以上）	1部
5	写真 （最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の「縦3.0cm×横2.4cm」で裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの。）	2枚
6	平成27年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等 ※次の3に掲げる対象者に該当する者に限る。	1部

3 平成27年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等

（1）対象鳥獣捕獲員^{※1}である場合

① 県内市町村長が発行する、対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

※1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき市町村長から任名されて捕獲を行う者

（2）認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合

① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護法施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し。

② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

鳥獣保護法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。

③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類。当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に、熊本県の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。

④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し

従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限り。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理（有害鳥獣捕獲）に係るものに限る。

（3）許可捕獲者^{※2}（許可の区域に熊本県内が含まれる場合に限る）である場合

許可捕獲者は、狩猟者登録を申請する日前1年以内に鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者、また同許可の許可を受けた者の従事者が該当し、許可証等の写し、又はこれに準ずる書類

※2 下記の事項が条件となります

・「許可の目的」

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的であること

・「活動実績があること」

許可捕獲者は、狩猟者登録の申請前1年以内に、許可を受け当該許可に係る捕獲活動をした者及び許可を受けた者の従事者として当該許可に係る捕獲活動をした者であること

4 狩猟税の減免措置

（1）対象鳥獣捕獲員である者	課税免除
（2）認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者	課税免除
（3）許可捕獲者	半額減免

注）令和11年（2029年）3月31日までの登録に限る

5 登録に要する費用

① 狩猟税

登録の種類		狩猟税
網猟 又は わな猟	（ア）下記（イ）以外の者	8,200円
	（イ）当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業、又は林業に従事している者を除く。）以外の者で住所地の市町村長が発行した証明書を添付した者	5,500円
第一種銃猟	（ア）上記（イ）以外の者	16,500円
	（イ）上記（イ）と同様の者	11,000円
第二種銃猟		5,500円

② 狩猟者登録手数料……………1,800円

③ 返送料等

狩猟者登録証、記章及び鳥獣保護区等位置図（以下、「登録証等」という。）の送付は、宅配便にて料金着払いとする。

6 費用（狩猟税、狩猟者登録手数料）の納付方法

口座振込により納付すること。なお、振込先は次のとおり。

肥後銀行 水道町支店 普通預金

口座番号 1078945

口座名 一般社団法人 熊本県猟友会 会長 高橋 重徳（タカハシ シゲノリ）

7 狩猟者登録申請書の受付期間

令和7年（2025年）9月3日から開始する。

ただし、令和7年（2025年）9月24日までに提出書類等が到着しないときは、初猟日までに登録証等を交付できないことがあるので注意すること。

8 その他

① 申請書はできるだけ個人扱いを避け、都道府県猟友会で取りまとめのうえ一括申請することとし、別記様式（送付明細書）を添付すること。

② 狩猟者登録申請書には、平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入すること。

③ 提出書類等は、一般社団法人熊本県猟友会を通じて熊本県環境生活部環境局自然保護課で受理し、審査のうえ、適正と認められる者に対して登録証等を交付する。

なお、登録証等は原則として一般社団法人熊本県猟友会を通じて申請者へ交付する。

④ 申請書に不備（記入漏れ）がある場合は、登録証等を交付できない場合があるので注意すること。

⑤ 手続き等に時間を要するため、登録証等の即日交付は行わない。

⑥ 狩猟者登録証は、鳥獣捕獲報告とともに、狩猟期間満了後30日以内に返納すること。（返送時期によって提出先異なるため、注意すること。）

○令和8年（2026年）3月19日（水）（必着）まで → 一般社団法人熊本県猟友会

○令和8年（2026年）3月20日（木）以降 → 熊本県環境生活部環境局自然保護課

熊本県環境生活部自然保護課
担当：野生鳥獣班 大城
電話：096-333-2275

別記様式

狩猟者登録申請書送付明細書

令和 年 月 日

一般社団法人 熊本県猟友会長 様

郵便番号
住所
名称（氏名）
連絡用電話番号

印

番号	登録証 の種類	氏 名	狩猟税 内訳				狩猟者登録証の送付先 (郵便番号、住所、電話番号)
			16,500円	11,000円	8,200円	5,500円	
計		名	円	円	円	円	
登録手数料			1,800円 × 件 = 円				
計			円				